

○公益財団法人豊田地域医療センター役員及び評議員の
報酬並びに費用に関する規程

制定 平成24年4月1日

第1条 この規程は、公益財団法人豊田地域医療センター（以下「当法人」という。）定款第15条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 当法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額報酬とし、評議員及び非常勤役員に対しては評議員会出席等、必要の都度、定額報酬を支払うことができる。
- 3 役員等には、役員賞与及び退職慰労金を支給しない。
- 4 役員等が豊田市職員である場合は、報酬等を支給しない。

（報酬の決定）

第4条 各評議員の報酬は、定款第15条に規定する年額の範囲内で別表1に定める額とする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表2に定める額とする。
- 3 常勤役員の報酬月額、別表3のとおりとし、各々の役員の報酬月額は、評議員会の決議によって定められた報酬の年額の範囲内において、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

（報酬の支給日及び支給方法）

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。非常勤役員にあつては、理事会出席等の必要の都度支払うものとする。

2 評議員にあつては、評議員会出席の都度支払うものとする。

3 役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

4 前項にかかわらず、役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（費用）

第6条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 評議員及び非常勤役員の交通費及び役員等の旅費（宿泊費を含む。）の計算方法は、別に定める職員を対象とする旅費規程に準ずる。

（公表）

第7条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月7日から施行する。

別表 1

区 分	報酬の額	備考
評議員	日額 8,000円	各評議員の報酬の年額は、定款に定める範囲内とする。

別表 2

	区 分	報酬の額	備考
非常勤役員	副理事長	日額 19,700円	
	上記以外の非常勤役員	日額 8,000円	

別表 3

	区 分	報酬の額	備考
常勤役員	理事長	年額1,200万円を超えないものとする。	評議員会の決議によるものとする。
	使用人兼務の理事	使用人が医師の場合は日額19,700円の15日分以内、医師以外の職種は日額8,000円の15日分以内とする。	